

沖縄県立病院競争入札参加資格登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに沖縄県病院事業局財務規程第131条の規定に基づき、沖縄県立病院事業が行う競争入札（以下「入札」という。）の参加資格の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加の資格)

第2条 入札に参加する者は、別表に掲げる業種及び基準に該当し、競争入札参加者名簿（以下「名簿」という。）に登録している者でなければならない。

(登録の申請等)

第3条 前条に規定する登録を受けようとする者は、競争入札参加資格登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を病院事業局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記簿謄本
- (3) 納税証明書（事業税、県民税、所得税又は法人税、消費税）
- (4) 資産証明書
- (5) 財務諸表（最近2カ年の決算報告書）
- (6) 主要取引金融機関の取引証明書（残高証明書でも可）
- (7) 社会保険、労働災害補償保険、賠償責任保険の証明書及び保険証の写し
- (8) 誓約書（第2号様式）
- (9) 営業概要書（第3号様式）
- (10) 所在地見取図（第4号様式）
- (11) 営業実績（第5号様式）
- (12) 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し及び営業上の許可・認可・登録・届出一覧表（第6号様式）
- (13) 使用印鑑届（第7号様式）
- (14) その他局長が必要と認める書類

3 申請書の提出期限は、毎年11月10日から11月末日までとする。ただし、局長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(登録)

第4条 局長は、前条第1項の規定により申請書の提出を受けたときには、書類審査又は実態調査を行い、次の各号の一に該当する者以外の者で登録することが適当であると認めたものについては、これを県立病院入札参加資格登録業者名簿（第8号様式。以下「名簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 第3条申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- (3) 営業に関し許可、認可、登録又は届出等を必要とする場合においてこれらを得ていない者
- (4) 原則として、登録しようとする業種について引き続き1年以上営んでいない者
- (5) 契約の履行が困難と認められる者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 局長は、前項の規定により名簿に登録したとき、又は登録しないときは、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(登録の有効期間)

- 第5条 登録の有効期間は、登録の日から同日の後最初に来る登録基準年の12月末日までとする。
- 2 前項の登録基準年とは、平成25年及び同年の後2年ごとの年をいう。

(変更の届出等)

- 第6条 登録を受けた者は、名称又は商号、住所又は所在地、氏名（法人にあっては、代表職氏名）、使用印鑑、営業内容、資本金又は出資金等に変更があったときは、速やかに入札参加資格審査申請変更届（第9号様式）により局長に届け出なければならない。
- 2 局長は、前項の規定による届出を受けたときには、必要に応じ調整を行い、名簿を訂正するとともに、申請者に対し、その結果を通知するものとする。

(登録の取消等)

- 第7条 局長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消し、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。
- (1) 第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
 - (2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき
 - (3) 経営状況が不良と認められるとき
 - (4) 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は不正の行為をしたとき
 - (5) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき
 - (6) 落札者が契約の締結をすること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (7) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げたとき
 - (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
- 2 局長は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに当該資格者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年1月4日から施行する。
- 2 この要領の施行前に既に登録を行った者については、登録の有効期限が満了するまでの間、この要領により登録したとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成23年11月24日から施行する。
- 2 この要領の施行前に既に登録を行った者については、登録の有効期限が満了するまでの間、この要領により登録したとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成26年11月19日から施行する。
- 2 この要領の施行前に既に登録を行った者については、登録の有効期限が満了するまでの間、この要領により登録したとみなす。

附 則

- 1 この要領は平成29年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に既に登録を行った者については、登録の有効期間が満了するまでの間、この要領により登録したとみなす。

別表（第2条関係）

業 種	従 業 員 数	営業実績	資 本 金	基 準
病衣、白衣及び 寝具等の貸借及 び洗濯等業務	20人以上	2年以上	1,000万円以上 (株式、合名、 合資会社及び 有限会社含 む。)	1 沖縄県内に事業所を有していること。 2 業務を受託するに当たり、病院の規模に対応できる設備等を登録申請する圏域内に有していること。 3 病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準が厚生省健康政策局指導課長通知（平成5年2月15日指第14号）に適合すること。 4 病衣、白衣及び寝具等の賃貸及び洗濯等業務を一括して受託できること。 5 病床数150床以上の契約実績を有すること。
医事業務、給食 業務及び保清業 務	10人以上	2年以上	株式会社 1,000万円以上 合名、合資会社 500万円以上 有限会社 300万円以上	1 沖縄県内に事業所を有していること。 2 病床数150床以上の契約実績を有すること。
電話交換業務、 秘書業務	2人以上	2年以上	株式会社 1,000万円以上 合名、合資会社 500万円以上 有限会社 300万円以上	1 沖縄県内に事業所を有していること。